（前のページより続き）

○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一〇七八）　五一

○産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の一部を改正する件（**経済産業**一四三）　五二

○平取ダムの建設が完了した件（**国土交通**七三八）　五二

○道路に関する件（**関東地方整備局**二一五～二二一）　五二

○道路に関する件（**中部地方整備局**七四）　五三

○長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（**九州地方整備局**七八）　五三

○道路に関する件（**北海道開発局**九七～一一二）　五三

○一級河川沙流川水系平取ダムにおける河川区域指定に関する件（同一一三）　五三

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　五四
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　五四
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　五四
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　五四
北海道開発局公示（北海道開発局）　五四

国家試験

二千二十二年度経験者採用試験（係長級（事務））公告（人事院）　五四
二千二十二年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　五五
二千二十二年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告（同）　五五
二千二十二年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告（同）　五五
二千二十二年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　五五
二千二十二年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　五五
二千二十二年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））公告（同）　五六
二千二十二年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　五六
令和四年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　五六
令和四年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告（同）　五六
通関士試験公告（財務省）　五七

本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（金融庁）　五七

1　総合政策局及び監督局並びに総合政策局リスク分析総括課、監督局総務課、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課及び監督局証券課の所掌事務を変更することとした。（第三条、第五条、第一二条、第一九条～第二一条及び第二三条関係）　六二

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。　六三

3　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。　六三

4　この政令は、令和四年七月七日から施行することとした。　六三

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（政令第二四三号）（警察庁）　六四

一　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係

猟銃の所持の不許可の要件となる罪に関する規定を改めることとした。（第一条関係）　六五

二　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正関係

インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を改めることとした。（第二条関係）　六六

三　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正関係

特定警備に従事することができない者の要件となる罪に関する規定を改めることとした。（第三条関係）　六七

四　施行期日

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特別等に関する法律（令和四年法律第七八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。　六七

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第二四四号）（消費者庁）　六八

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七八号）を追加することとした。（本則関係）　六八

2　この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。　六八

◇東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令を廃止する政令（政令第二四五号）（外務省）　六九

1　東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令を廃止することとした。　六九

2　この政令は、公布の日から施行することとした。　六九